

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

2017年8月24日

日本高齢期運動連絡会

代表委員 金子 民夫

(全日本年金者組合中央執行委員長)

代表委員 林 泰則

(全日本民主医療機関連合会事務局次長)

代表委員 松本 弘道

(日本医療福祉生活協同組合連合会常務理事)

代表委員 小嶋満彦

(東京高齢期運動連絡会会長)

住所: 〒164-0011 東京都中野区中央 5-48-5-504

TEL/FAX: 03-3384-6654

担当者: 日本高齢期運動連絡会

事務局長 藤谷恵三

(連絡先: 090-8998-0701)

平成30年度予算の概算要求に係る高齢者関連要望書

平成30年度予算の概算要求にあたり、厚生労働省からの予算要求に以下の高齢者の施策を盛り込んでいただきたく、下記要望いたします。

貴職におかれましては、以下の高齢者の実情と要望を受け止め、概算要求に反映していただきますようお願い申し上げます。

1. 社会保障費全般に係る要望

(1) 社会補償費自然増の削減をおこなわないこと

要望の理由

平成29年7月20日の閣議了解において、「年金・医療等にかかる経費」について「高齢化等に伴う増加額」を平成29年度より100億円削減し、6,300億円とすることとされていますが、高齢者の増加に伴う社会保障の自然増を抑え込めば、一人ひとりの高齢者の社会保障費は削減されることとなり、高齢者の暮らしはさらに厳しくなります。小泉内閣以降の社会保障費自然増の削減によって高齢者の暮らしは限界にきています。貴職は、高齢者の実態に鑑みてこれ以上の社会保障費の削減は社会制度の基盤を壊し、いずれ高齢者となる全ての世代の未来を奪うことを認識し、首相と財務省をはじめとする各省にこれ以上の削減を行わないよう働きかけてください。

2. 年金に係る要望

- (1) 高齢者が暮らしていける公的年金制度を充実させ、最低保障年金制度の創設を検討すること

要望の理由

現在、生活保護世帯のうち高齢者世帯が50%近くを占め、20年前の3倍に増えています。また、国民年金保険料の納付率は60数%にすぎず、しかも保険料の免除が認められている方も4割近く占め、国民年金保険の実際の納付率は40%前後です。

低年金者と生活保護受給者は増える一方であり、この問題を根本的に解決するためには、全額国庫負担の最低保障年金制度を樹立するしかありません。先進国では常識です。

- (2) 年金の毎月支給を実現すること

要望の理由

年金を毎月支給することは国際的には当たり前のことです。年金だけで暮らす高齢者にとっては、月ごとの支出に合わせた年金支給がないと安心した生活が営めません。早急な実施を望みます。

3. 医療・介護・福祉に係る要望

- (1) 「『我が事・丸ごと』地域共生社会」の実現は、地域の実情に合わせて国の財政的保障で実施すること

要望の理由

国が進める「『我が事・丸ごと』地域共生社会」は、地域ごとにサービス提供体制のばらつきや人材の確保に不安が残ります。憲法25条に基づく社会保障に係る国の責任として自治体による格差が起らないような予算措置をつけてください。

- (2) 国庫負担を増やして払える国保料(税)に引き下げること。また国保資格証明書、短期保険証の発行をやめ、全ての国保加入者に正規の保険証を交付すること

要望の理由

自治体の国保料(税)が高くて払えない高齢者が増えています。国の負担を増やし、治療の必要な高齢者が安心して医療にかかれるようにしてください。

- (3) 後期高齢者医療制度の短期保険証の発行をやめ、全ての加入者に正規の保険証を交付すること。また、後期高齢者医療制度そのものの廃止を実現すること。

要望の理由

75歳を超えると、医療の必要度が急速に高くなります。しかし、年金収入が下がり保険料を払えな

い高齢者が増え、短期保険証を発行する自治体が出ています。このことが、医療機関にかかる機会を奪い、重症化や手遅れの事例を生んでいます。自治体に短期保険証の発行をやめさせ、正規の保険証を交付するよう指導してください。

また、後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を強制的に別立ての医療保険に加入させて負担増と差別を押しつけるものです。そのため、保険料値上げが繰り返され、さらに「特例軽減」の廃止でさらに保険料が大幅にアップします。際限のない保険料値上げと差別医療につながるこの制度を廃止して老人保健制度に戻してください。

- (4) **低所得者を含めた介護利用料の原則2割負担化をやめること。高額介護サービス費の自己負担限度額引き上げを行わないこと。また介護保険料を払えない人への対策を取ってください。**

要望の理由

高齢者の生活が益々苦しくなる中で、介護利用料の原則2割負担が実施されようとしています。また、高額介護サービス費の自己負担限度額が引き上げられます。これらの措置によって介護サービスが利用できない高齢者が大幅に増えることが予想されます。これまでどおり利用料は1割負担を原則にし、高額介護サービスの自己負担の引き上げをやめてください。

また、現在でも介護保険料が払えず差し押さえを受けた人が13,371人にのぼっています。その大半は低年金、無年金の普通徴収の人たちです。この対策を行ってください。

- (5) **生活支援総合事業の実態調査を行い、介護サービスを受けられない人が出たり、地域格差が起こったりしないように指導すること**

要望の理由

生活支援総合事業が全市町村で始まりましたが、その実態がまだ掴まれていません。生活支援総合事業の実態を早急に把握し、公開してください。

自治体ごとの格差が起こったり、各自治体の自主事業が縮小したりしないように指導し、また、財政力の弱い自治体を支援してください。

4. 高齢者の施設に係る要望

- (1) **特別養護老人ホームの増設など高齢者が安心して暮らせる施設を確保すること**

要望の理由

高齢者の住まいの問題は、全国どこでも切実な問題になっています。特に病気や介護が必要になっても安心して暮らせる特別養護老人ホームは、50万人もの待機者がおり、その増設と人員不足の解決が焦眉の課題です。国として特別養護老人ホームを始めサービス付き高齢者向け住宅などによる高齢者の住まいの確保を進めてください。

(2) 高齢者の住宅要求につけ込む悪徳業者や施設を公表し、改善を徹底すること

要望の理由

高齢を理由に賃貸住宅への入居を拒否される事例が相次いでいます。このような事態につけ込んで高齢者を劣悪な状態に置く施設や悪徳業者が増えています。国としてこれらの実態や業者・施設を公開し、改善の指導をしてください。

また、これらの施設の入居者の保護と代替え施設への速やかな入所、負担減免などの措置をとってください。

(3) 生活に困難を抱える高齢者のために無料低額宿泊所の普及を行うこと

要望の理由

高齢者のための施設として無料低額宿泊所があります。この制度の普及を行い、同時に無法な状態にある無料低額宿泊所の公表と根絶への指導を強めるための費用を予算化してください。

5. 高齢者の就労に関する要求

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(以下、高安法)5条・36条の国及び地方公共団体の「責務」と「講ずる措置」等にもとづき下記の要望を予算化すること。

(1) 定年再雇用者に対する賃金差別をなくすこと

要望の理由

高安法「改正」により、希望する全員を65歳まで再雇用するよう義務付けられました。しかし、定年前と同様な仕事内容に関わらず賃金が引き下がる事例が全国で頻発しています。

同一労働同一賃金の実現に向けて厚労省として具体的な施策を講じてください。

(2) 「生きがい対策」のシルバー人材センターだけでなく、体力・能力等があり働きたい高齢者等にたいする公的就労対策を予算化すること

要望の理由

本年3月の日本高齢期運動連絡会の要請の際、貴省の回答でシルバー人材センターについてやりとりした際、貴省は「雇用対策ではなく、生きがい対策だ」と回答しました。それならば高安法の雇用安定の趣旨にもとづいた具体的な対策を明確にして予算化してください。

以 上